

平成27年度奈良県森林審議会 林地開発審査部会（第1回）議事要録

日時：平成28年1月26日（火）

午後2:30～午後4:30

場所：奈良県婦人会館

1階中研修室(6)

1 開 会

2 挨拶 伊賀森林整備課長より挨拶

- ・森林審議会の規程第4条第4項 林地開発審査部会での審議案件である旨説明。
- ・今回の案件は太陽光パネル設置を目的とした林地開発案件2件。
- ・2件とも、バブル期にゴルフ場開発を目的として許可を取った後、一部開発した後に、開発業者が倒産し、放置されていた跡地について、太陽光発電所設置を目的とした造成を行うものである旨説明。

3 委員紹介(部会長以下五十音順)

水本部会長 岡崎委員 小森委員 田中委員 松村委員の出席を紹介

4 定数報告

委員5名中5名出席のため、半数を超えているので会議成立。

5 配付資料の確認

6 議長の選出

奈良県森林審議会規程第4条第3項の規定に基づき、議長は部会長が務める。

7 会議の公開

平成16年度の審議会において原則公開を決定し、特に非公開となる案件ではないため、公開とする。傍聴者はなし。

8 議事録署名委員の指名

松村委員、小森委員を指名。

9 議事の進行

知事からの諮問案件は、第1号案件、第2号案件の2件。

10 概要説明①

第1号議案事務局より概要説明

- ・申請者：東京都港区虎ノ門一丁目16番4号アーバン虎ノ門702 リニューアル・

ジャパン株式会社内 合同会社吉野

代表社員 リニューアル・ジャパン株式会社 職務執行者 眞邊 勝仁

- ・ 開発行為の目的 : 太陽光発電施設用地の造成
- ・ 事業又は施設の名称 : (仮称)吉野町太陽光発電所
- ・ 所在 : 吉野郡吉野町左曽192-1他2筆と、吉野郡吉野町吉野山2962-4他7筆の計11筆
- ・ 事業内容 : 当該地は平成4年にゴルフ場開発を目的とした林地開発の許可がされたが、事業者倒産により、開発は開発途中で頓挫した。防災工事等は完了していたため、開発廃止とした。その後、ゴルフ場開発者とは異なる事業者が林地開発許可を得て農地造成を目的として開発するが頓挫した。その後、吉野町が土地を購入し、農地造成を廃止した。
今回の申請は、吉野町町有地内(一筆私有地)の地域森林計画対象民有林において、吉野町の公募により選出された事業者が行う太陽光発電施設用地の造成を目的とした林地開発である。
開発行為に係る森林面積: 35.8124ha

11 質 疑①第 1号議案について

松村委員) 調整池について、周囲はコンクリートを張るが、底の部分はどうなっているのか。

→事務局) 下層保護材、遮水シート、上層保護材からなる遮水工をします。

松村委員) 太陽光パネルの設置の足下はどのようにするのか。土のままで置いておくのなら雨水による浸食が懸念される。

→事務局) 太陽光パネルの足下の施工方法については審査していない。雨水による浸食については、隣接するすでに設置されている別の業者の状況を見る限り、特に対策はしなくても浸食は起こらないと考えています。ただし、対策が必要になれば、その時は対策をします。

松村委員) 森林を伐採して、太陽光パネルを置くと、パネルの下に日が当たらず下草が生えないということにはならないのか。

→事務局) 隣接するすでに設置されている別の業者の状況を見る限り、下草は生えている状態にあるので、生えると思われるます。

松村委員)、田中委員) 草が生えてくるのであれば、浸食もされないだろう。

岡崎委員) 生物多様性の面から、吉野町は植物は調査が進んでいない割に、実は、いろいろなものがある。部分部分にピンポイントで絶滅危惧種が出るところである。吉野はシカ害があるが、それでもピンポイントで群落があるが、行きにくいところであるため、植物標本すら取られていないところもある。ヒノキ、スギ林であっても、林縁部や林床などの植物は多様性に富んでいる。今回も35haという広大な開発であるので、開発をやめろとは言わないが、記録するものは記録する、残すものは残すといった配慮をするよう指導いただきたい。

→事務局) わかりました。

岡崎委員)図面にある太い矢印は何だろうか。

松村委員)図面によって道が途切れているものもあるが、勾配など大丈夫なのだろうか。

→事務局)図面に示しているのは既に過去に造られた道なので通行は可能です。そこから重機による土工を行っていく向きを太い矢印で示しています。

小森委員)谷部分にフトンカゴを設置となっているが、暗渠工の排水はどうなっているのだろうか。

→事務局)元々谷部分を盛り土する場合に暗渠を入れて、沈砂池を通して川へ流れる。

松村委員)かなり大きな盛り土があるが、計算はしているのだろうか。

→事務局)フトンカゴ等をしてしながら、施工します。盛り土については安定計算をさせています。

松村委員)安定計算は何を使ったのだろうか。

→事務局)円弧すべりです。ボーリング調査をした結果、土質試験の結果を使って計算しています。

松村委員)土砂の流出に対しての監視、管理はしっかりするように。

→事務局)わかりました。

12 採決①

第1号議案については原案どおり可決する。

13 概要説明②

第2号議案事務局より概要説明

- ・申請者：福岡市中央区大濠公園 2 番 2 9 号
株式会社 生駒エターナルエナジー 代表取締役 堀 芳郎
- ・開発行為の目的：太陽光発電施設用地の造成
- ・事業又は施設の名称：生駒市北田原メガソーラー計画
- ・所在：生駒市北田原町 55 他68筆
- ・事業内容：当該地は平成7年にゴルフ場開発を目的とした林地開発の許可がされたが、部分的に開発したところで、事業者倒産により、開発は途中で頓挫し、事業の承継については、宙に浮いた状態となっていた。

その後、部分的に開発された箇所や隣接箇所における土砂等の搬入や、土地の賃借料、ため池の改修工事等で土地所有者等による係争が起こっていたが、平成25年結審。また、平成25年には、大阪府と隣接する区域において一部土砂の崩落が発生し、不安定土砂が残っている。

今回の申請は、株式会社生駒エターナルエナジー((株)九電工、(株)キューコーリースによるSPC(特別目的会社))が森林法第3条により開発の許可の権利を継承した土地所有者から地位を承継し、ゴルフ場開発の際放置された部分等において、太陽光パネル設置を目的とした造成、排水処理の実施、工区分割、未着手部分の規模の縮小の変更許可申請である。

開発行為に係る森林面積：16,580.0ha

14 質 疑② 第2号議案について

田中委員) 図面②の茶色の枠線はどういった区域になるのだろうか。

→事務局) 森林区域外である。過去のゴルフ場開発以前に採石がされていた部分である。

岡崎委員) 現在は森林になっているのだろうか。

→荒地地である。

松村委員) 砂防指定地があるが、解除するのか。

→砂防は許可が切れた状態なので新規許可を申請中である。宅地等造成法についても並行して申請中である。許可は同日許可となる。

松村委員) 切り盛りのバランスは悪くないのだろうか。

→盛り土部分は薄く盛り土をして、緩い斜面をつくる。

岡崎委員) 第2工区は結果的に森林は残っているのだろうか。

→事務局) 森林が残っているところはさわらず、一度さわったところについて、排水処理をして緑化する。

岡崎委員) 私市^{きさいち}のあたりもいろいろな植物があり、私の調査地では、絶滅危惧種があったりするの
で、そのあたりを配慮しながら、元の森林をなるべくさわらないように、指導されたい。

→事務局) 今回は、すでに森林をさわってしまった部分に太陽光パネルを置く計画である。

岡崎委員) 生駒は住宅や、耕作地、大阪側の下流には公的な子ども用の施設もあるので、濁水
が流れないようにしっかり指導されたい。

→事務局) わかりました。

田中委員) ここは、花崗岩ということだが、草は生えるのだろうか。

→事務局) 現況では草は生えている。夏になれば背丈ほどの草が繁茂します。

松村委員) 花崗岩もいろいろあり、マサ土化すると水に弱いので浸食については監視をお願いす
る。

小森委員) 崩落した箇所は法面にちゃんとした筋工をして植栽するよう指導されたい。

松村委員) 植栽木はマツだけではなく、ヒメヤシャブシを混植すると生育が良い。

→事務局) わかりました。

15 採決②

第2号議案については原案どおり可決する。